



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

| 目 次 (*については県例規集掲載事項) | (取扱課室名) | ページ |
|---------------------------------|---------|---------|
| ○ 規則 | | |
| *63 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 | (建築住宅課) | 1 |
| ○ 告示 | | |
| 726 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 | (障害福祉課) | 2 |
| 727 身体障害者福祉法による医師の指定 | (") | 2 |
| 728 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (") | 2 |
| 729 道路の区域変更 | (道路保全課) | 3 |
| 730 " | (") | 3 |
| 731 " | (") | 4 |
| 732 道路の供用開始 | (") | 4 |
| 733 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂防課) | 4 |
| 734 " | (") | 5 |
| ○ 監査委員告示 | | |
| 1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 | | 6 |
| ○ 監査公表 | | |
| 監査公表第17号 | | 6 |
| 監査公表第18号 | | 6 |
| 監査公表第19号 | | 7 |
| 監査公表第20号 | | 7 |
| ○ 正誤 | | |
| 令和7年5月26日付け和歌山県報号外和歌山県規則第48号中 | | 7 |

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(建築物の定期報告等)</p> <p>第9条 略 2・3 略 4 法第12条第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による点検（以下この項において「定期調査等」という。）には、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結</p> | <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第9条 略 2・3 略 4 法第12条第1項の規定による調査には、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）に定める当該調査の項目、方</p> |

果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)に定める当該定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準に、それぞれ次の表に定める当該定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準を付加するものとする。

| | | |
|----|----|------|
| 項目 | 方法 | 判定基準 |
| 略 | 略 | |

5・6 略

法及び結果の判定基準に、それぞれ次の表に定める当該調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加するものとする。

| | | |
|------|------|------|
| 調査項目 | 調査方法 | 判定基準 |
| 略 | 略 | |

5・6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第726号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 辞 退 年月日 |
|-------|--------------------------|--------|--------------|--------------|
| 丸笹雄一郎 | 外科・内科・脳 神経外科・整形 外科 | 丸笹外科内科 | 西牟婁郡白浜町日置981 | 令和 7.6.10 |

和歌山県告示第727号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関 の所在地 | 指 定 年月日 | 診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------------------------|------------------------------|--------------|-----------------------|--------|------------------|------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-------|--------------------|-------|--|
| | | | | | 視 覚 | 聴 覚 | 平 衡 機 能 | 音 声 機 能 又 は 言 語 機 能 | そ し ゃ く 機 能 | 肢 体 不 自 由 | 心 臓 の 機 能 | じ ん 臓 の 機 能 | 呼 吸 器 の 機 能 | ぼうこう又は直腸の機能 | 小腸の機能 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 | 肝臓の機能 | |
| 木村桂三 | 内科 | 医療法人健佑 会上富田クリ ニック | 西牟婁郡 上富田町 朝来1407- 1 | 令和 7.8.25 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 久保伸之 | 整形外科 | 久保外科 | 紀の川市 貴志川町 神戸212- 2 | 令和 7.8.25 | | | | | | | | | ○ | | | | | |

和歌山県告示第728号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日 |
|------------|--------|---------|-------------|--------------|-----------|------------------|---------|
| 3011800509 | はじめ茶話 | 岩出市山田41 | 生活介護 | 特定なし | 社会福祉法人直心会 | 紀の川市貴志川町長山277-68 | 令和7.9.1 |

和歌山県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 海草郡紀美野町鎌滝字日裏37番1地先から同町鎌滝字日裏118番1地先まで | 旧 | 6.30 ∩ 12.59 | 381.82 | |
| 海草郡紀美野町鎌滝字日裏37番1地先から同町鎌滝字日裏117番地先まで | 旧 | 11.39 ∩ 44.83 | 402.47 | |
| 同上 | 新 | 11.39 ∩ 44.83 | 402.47 | |

和歌山県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 海草郡紀美野町赤木字井原下2番1地先から同町赤木字井原下1番2地先まで | 旧 | 16.99 ∩ 44.85 | 218.69 | |

| | | | | |
|----|---|---------------------|--------|--|
| 同上 | 旧 | 16.99 } 44.85 | 207.06 | |
| 同上 | 新 | 16.99 } 44.85 | 207.06 | |

和歌山県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古井西の地線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|------------------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字西ノ地字竹ノ添1312番1地先から同町大字西ノ地字見指本1296番1地先まで | 旧 | 6.49 } 19.94 | 81.76 | |
| 同上 | 新 | 8.58 } 22.84 | 81.76 | |

和歌山県告示第732号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字西ノ地字竹ノ添1312番1地先から同町大字西ノ地字見指本1296番1地先まで

供用開始の期日 令和7年9月12日

和歌山県告示第733号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

三葛4地区急傾斜地崩壊危険区域

和歌山県和歌山市三葛字喜多留り、字北山及び字坂口並びに同市田尻字地ノ池及び字大谷山田の区域のうち、次の1点から11点までを順次結んだ線及び1点と11点を結んだ線によって囲まれた土地の区域。この場合において、各点を結ぶ線は直線とする。

- 1点 北緯34度11分52秒03794
東経135度11分27秒94924
- 2点 北緯34度11分52秒95059
東経135度11分28秒52854
- 3点 北緯34度11分52秒56903
東経135度11分30秒33015
- 4点 北緯34度11分53秒39307
東経135度11分30秒60692
- 5点 北緯34度11分54秒52612
東経135度11分29秒03258
- 6点 北緯34度11分55秒62789
東経135度11分30秒00890
- 7点 北緯34度11分54秒91793
東経135度11分31秒46996
- 8点 北緯34度11分52秒99375
東経135度11分32秒02450
- 9点 北緯34度11分52秒00865
東経135度11分31秒41912
- 10点 北緯34度11分51秒56191
東経135度11分30秒57526
- 11点 北緯34度11分51秒63836
東経135度11分28秒89316

和歌山県告示第734号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年9月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

高津尾広瀬1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 地 番 | 備 考 |
|------|-----|------|-----|-----|-------|-----|
| 1号 | 日高郡 | 日高川町 | 高津尾 | 式反田 | 471番1 | |
| 2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 広瀬 | 1366番 | |
| 3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 本郷 | 1367番 | |
| 4号 | 〃 | 〃 | 〃 | 式反田 | 479番 | |
| 5号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 472番2 | |

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人谷口信介の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる期間 |
|----------|---------------------------------|---------------------------|
| 辻戸亮平 | 兵庫県西宮市樋之池町7番4-4401号 | 令和7年9月2日から 令和8年3月31日まで |
| 古賀瞳 | 兵庫県神戸市須磨区松風町四丁目2番9号 パル須磨公園302号室 | 令和7年9月2日から 令和8年3月31日まで |
| 川崎航季 | 大阪府高槻市天神町二丁目1番3-1305号 | 令和7年9月2日から 令和8年8月31日まで |
| 十楚友昭 | 奈良県橿原市地黄町184番の7 | 令和7年9月2日から 令和8年3月31日まで |
| 横山ひかり | 大阪府大阪市都島区都島本通四丁目11番18-606号 | 令和7年9月2日から 令和8年3月31日まで |
| 樋口将市 | 大阪府東大阪市御厨南二丁目4番7号 | 令和7年9月2日から 令和8年3月31日まで |

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年9月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 吉 井 和 視
 和歌山県監査委員 北 山 慎 一

正 誤

正 誤

令和7年5月26日付け和歌山県報号外和歌山県規則第48号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|-----------|-------------|
| 32 | 第28関係 | 第28条関係 |
| 39 | 第19関係 | 第19条関係 |
| 42 | 第23、第24関係 | 第23条、第24条関係 |
| 47 | 第34関係 | 第34条関係 |